

事業所のごみ減量活動の優良事例等を報告する



市民モニターを募集します！

京都市では、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（しまつのこころ条例）に基づき、ごみ減量に関する様々な取組を行っています。

取組の一環として、京都市内の事業所等（小売店、飲食店、イベント会場）におけるごみ減量の取組状況の把握や、優良事例の発掘等を行い、その結果を市に報告していただく市民モニター制度を運用しており、この度、新たに市民モニターを募集いたします。

御応募を
お待ちしております！



応募期間：令和7年5月1日（木）～6月13日（金）（必着）

応募先・問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課 にあり 2R推進担当

【電話】075-222-3946 【FAX】075-213-0453

【電子メール】gomigenryo@city.kyoto.lg.jp

【ホームページ】<https://kyoto-kogomi.net/business/monitor/>

京都のごみネット 市民モニター 検索



DO YOU KYOTO?

2050 ゼロ

変わろう、今。変えよう、未来。

1 募集人数

若干名

2 任期

就任の日から2年間

3 応募資格

応募日現在で次の要件を全て満たす方

- (1) 市内に居住されている方
- (2) 年齢が18歳以上の方
- (3) 本市が実施する研修や全体会議（年2回、平日の午前又は午後の1時間程度）に出席でき、かつ「7 主な活動内容」に記載の活動ができる方

4 応募方法

応募用紙に必要な事項及び課題「事業所等（小売店、飲食店、イベント会場）のごみ減量の取組のうち、優れていると思う取組（サービス、製品、非営利活動等）及びその理由」についての御自身の考えを記入いただき、表紙に記載している宛先へ、郵送、FAX 又は電子メールで御応募ください。

応募用紙は以下のページからもダウンロードできますので御利用ください。

【URL】 <https://kyoto-kogomi.net/business/monitor/>

※ 応募いただいた書類は返却しませんので、御了承ください。



二次元コード

5 応募期間

令和7年5月1日（木）～同年6月13日（金）（必着）

6 選考

課題文の内容により選考を行い、7月上旬頃、応募者全員に選考結果を通知します。

※ 必要に応じて、電話での問合せや面接を行う場合があります。

7 主な活動内容

普段利用されている事業所等におけるごみ減量の取組状況や優良事例に関する報告及び自己チェック表を提出（年1～2回）するほか、本市が指定する事業所等を訪ねていただき、訪問先のごみ減量の取組状況を確認のうえ、その内容を本市に報告（年1回程度）していただきます。

また、御協力いただける方には、SNSでごみ減量の取組事例を情報発信していただきます。

8 謝礼

訪問等1回につき交通費程度の謝礼をお支払いします。

（参考）令和6年度の市民モニターの活動について

令和6年度は、市民モニターの皆様が日常生活で利用した店舗における優良事例（買い物用レジ袋の取扱いの中止や店頭回収の利用者へのポイント付与など）に関する本市への報告のほか、店舗訪問による小売事業者等のごみ減量活動（ナッツ、ワインの量り売りや野菜の適量販売など）の確認などに取り組まれました。

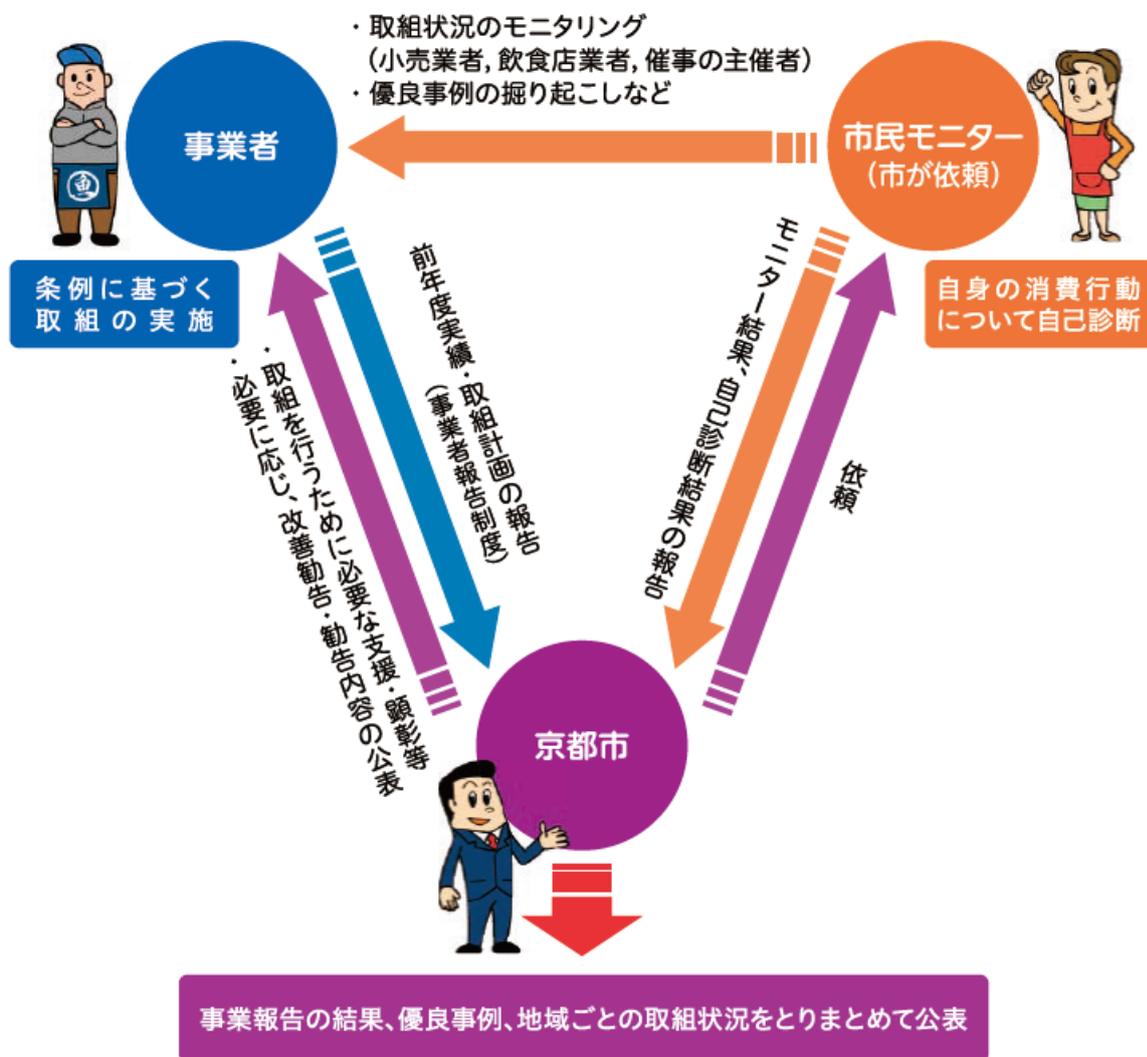
詳細は以下のページを御確認ください。

【URL】 <https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000336607.html>



二次元コード

市民モニター制度のしくみ



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

京都市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

発行：京都市環境政策局循環型社会推進部
資源循環推進課

令和7年5月 京都市印刷物第070573号

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」としてリサイクルへ

